

議案第17号

北名古屋市消防団条例の一部改正について

北名古屋市消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成27年2月23日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、大学生等の消防団への加入促進を図るため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市消防団条例の一部を改正する条例

北名古屋市消防団条例（平成18年北名古屋市条例第140号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「在住し、又は勤務していること」を「居住し、勤務し、又は通学していること」に改める。

第7条第2項第2号を次のように改める。

(2) 第5条第1項第1号に規定する資格を有しないこととなったとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。